第3章 地震防災応急対策

第1節 総則

第1項 計画の目的

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)は、大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

同法に基づき、東海地域を中心に1都7県263市町村が東海地震を想定した地震防災対策強化地域に指定されている。

その後、平成13年に東海地震の震源域が見直され、平成14年には三重県においても新たに18市町村が同強化地域に指定された。(平成19年12月1日現在10市町)

紀宝町は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、大規模な地震が発生した場合、被害が発生するおそれがある。また、警戒宣言が発せられたときにおいて、社会的混乱の発生が懸念される。

よって、この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、 警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項等を定め、当該地域における地 震防災体制の推進を図ることを目的として策定する。

第2項 基本方針

この計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

- (1) この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震の地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が 発せられてから東海地震が発生するまでの間、あるいは警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に 作成するものとする。
- (2) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、町、県、その他の防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めるものとする。
- (3) 地震発生後の災害対策は第4章「災害応急対策計画」により対処するものとする。
- (4) 町及び防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、警戒宣言発令等に伴う緊急対策 に万全を期するものとする。

第3項 地震防災応急対策として処理すべき事務または業務の大綱

1 紀宝町

町は下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告・指示、又は警戒区域の設定
- (3) 県警戒本部への報告、要請等

ア 職員の派遣、交通規制等の県警戒本部への要請

イ 住民等の避難の状況及び地震防災応急対策の実施状況を県へ報告

(4) 消防職員・団員及び消防団の配備等

- (5) 避難者等の救護
- (6) 緊急輸送の実施
- (7) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (8) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 三重県

県は県地震災害警戒本部に関する下記の業務を行う。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (2) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (4) 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- (5) 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- (6) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会の秩序の維持に関する事項
- (7) 緊急輸送の実施
- (8) 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- (9) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (10) 指定地方行政機関、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- (11) その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

3 消防(熊野市消防本部・熊野市消防署紀宝分署)

- (1)火災、救急及び救助等の各種災害活動
- (2) 防火対象物及び危険物施設の査察改善指示
- (3) 火災予防及び応急手当の普及
- (4) 町が行う災害防御または救助に対しての支援協力

4 警察(紀宝警察署)

- (1)災害時における管轄区域の交通規制の円滑な実施
- (2) 災害時における関係機関との緊密な連絡、交通に関する情報収集及び交通規制並びに危険物の保安措置、指導及び取締り
- (3)災害時における警察の相互援助(応援、派遣)に関する措置及び警察通信、装備資機材等の配備運用
- (4)災害警備活動に資するため、災害に関する情報収集、各種災害警備活動
- (5) 町長が行う災害防御活動または災害救助活動に対しての必要な協力

5 指定地方行政機関

- (1) 中部管区警察局
 - ア 管区内各警察本部の警察活動に関する指導調整
 - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携
 - ウ 警察通信の確保及び警察通信統制

- エ 情報の収集・伝達
- (2) 財務省東海財務局
 - ア金融上の諸措置
 - イ 地方公共団体において、国有財産(普通財産)を地震防災応急対策の実施の用に供する必要があると認め られるときは、関係法令等の定めるところにより無償貸付等を適切に行う。
- (3) 東海北陸地方厚生局

国立病院、国立療養所の救護班の編成及び出動の準備

- (4) 東海農政局
 - ア 管理または工事中の建物、施設等に対する緊急点検、巡視等の実施及び工事中建物等に対する作業の中 止または立入禁止措置等の実施
 - イ 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備(関係団体への要請を含む)
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する指導
 - エ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導
- (5) 東海農政局三重農政事務所
 - ア 政府所有食糧の在庫数量把握
 - イ 応急食糧の知事または知事の指定する者への緊急引渡準備及び業者指導
 - ウ 災害対策用乾パンの調達準備
- (6) 近畿中国森林管理局
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び森林管理署、関係機関への情報伝達
 - イ 森林管理署職員等に対する警戒体制の指示
 - ウ 国有林野の火災予防措置
 - エ 災害対策用復旧用材の供給準備
- (7) 中部経済産業局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡
 - イ 電力及びガスの供給の確保に必要な指導
 - ウ 災害対応物資(生活必需品、災害復旧資材等)の適正価格による円滑供給を確保するための必要な指導
- (8) 中部近畿産業保安監督部
 - ア 災害規模に応じた鉱務監督官の現地派遣及び適切な保安措置に関する監督指導
 - イ 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、 指導
 - ウ 災害救助法が適用された場合における料金等の特別措置
- (9) 中部運輸局三重運輸支局
 - ア 所管事業者等に対する情報伝達・収集及び支援活動の指導
 - イ 緊急輸送に係る輸送機関、その他関係機関との連絡調整
- (10)津地方気象台
 - ア 東海地震に関連する情報等の通報
 - イ 東海地震に関連する情報等の照会に対する応答と解説
- (11) 東海総合通信局

電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の調整及び電波の統制監理

(12)三重労働局

爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請

- (13) 中部地方整備局(紀勢国道事務所)
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達
 - イ 警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備
 - ウ 人員・資機材等の配備・手配
 - エ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力
 - オ 道路利用者に対する情報の提供
- (14)近畿地方整備局(紀南河川国道事務所)
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な情報伝達
 - イ 警戒宣言発令時の地震災害警戒体制の整備
 - ウ 人員・資機材等の配備・手配

6 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社三重支店(和歌山支店)・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
 - ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
 - エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
 - オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- (2) KDD I 株式会社中部支社三重支店・a u 三重支店
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡
 - イ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置
- (3) 日本銀行名古屋支店
 - ア 金融機関の現金保有状況の把握、所要現金の確保についての必要な援助
 - イ 関係機関との協議に基づく、本章第9節 第2項 「金融対策」に掲げる措置の民間金融機関への要請
- (4) 日本赤十字社三重県支部
 - ア 医療救護班の派遣準備
 - イ 血液製剤の確保及び供給の準備
 - ウ 救護物資の配布準備
- (5) 日本放送協会津放送局等
 - ア 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況の報告
 - イ 警戒宣言発令時における非常組織の設置
 - ウ 地震防災応急対策実施のための動員及び準備活動
 - エ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知
 - オ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
- (6) 独立行政法人水資源機構
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達
 - イ 発災後に備えた資機材の備蓄、点検整備

- ウ 独立行政法人水資源機構が管理する施設の機能の維持保全、及び同施設等を通じて供給する水道用水等 の必要最小限の確保
- (7) 西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 警戒宣言、地震予知情報等の伝達
 - イ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - ウ 旅客の避難、救護
 - エ 列車の運転規制
 - オ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
- (8) 関西電力株式会社和歌山支店新宮営業所
 - ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 警戒宣言発令後の電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- (9) 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社 (鵜殿郵便局等)
 - ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び安全確保
 - イ 郵便局における業務の取扱いの停止

なお、為替貯金等に関する窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、普通郵便局及び集配特定局に おいては、郵便貯金の払戻金の払渡しの窓口取扱いを行う。

ウ 郵便貯金自動預払機等は、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う。

7 指定地方公共機関

(1) 紀南医師会

医師会救護班の編成並びに連絡調整

- (2) 報道機関(日本放送協会津放送局を除く)
 - 日本放送協会に準ずる
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業会社(三重交通株式会社等)
 - ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
 - イ 乗客の避難、救護
 - ウ 車両の運転規制
 - エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
- (4) 三重県トラック協会

防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

- (5) 鉄道事業会社(西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社を除く)
 - ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - イ 旅客の避難、救護
 - ウ 列車の運転規制
 - エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
- (6) ガス事業者(都市ガス事業者及び三重県LPガス協会)
 - ア 供給設備及び工場設備の災害予防
 - イ 需要家に対する災害予防広報

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力
- (2) 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力
 - ア 産業経済団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合商工会、建設業組合等)
 - イ 文化、厚生、社会団体(日赤奉仕団、女性の会、青年団等)
 - ウ 危険物施設等の管理者
 - 工 土地改良区

第2節 活動体制 (総務課、関係各課)

第1項 基本方針

地震注意情報が発表された場合には、警戒宣言発令に備え警戒体制を確立し、警戒宣言が発令された場合には、 民心の安定を図るとともに緊急対策を推進するために災害対策本部を設置する。

第2項 対策

1 配備の体制

注意情報及び警戒宣言が発令された場合、防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整及び応急対策 を実施するため、直ちに災害対策本部を設置し、非常体制をとるものとする。

- (1) 配備の確認
 - ア 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
 - イ 出先機関、防災関係機関等との情報連絡を緊密にする。

2 職員動員配備

- (1) 注意情報が発表された場合は警戒体制とし、地震災害発生に備えて出動準備を整える。
- (2) 警戒宣言が発令された場合には、全職員は非常警戒体制に従事するものとする。
- (3) 応急対策に必要な資機材、車両、燃料等の数量並びに保管場所を確認し、機能の整備を行う。
- (4) 職員は、勤務時間外においては、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、非常警戒体制の命令が出たときは直ちに災害業務に従事するものとする。

3 町地震災害対策本部の概要

町は、警戒宣言が発されたときは、町地震災害対策本部(以下「町対策本部」という。)を設置する。

- (1) 町対策本部は、概ね次の事項を実施する。
 - ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
 - イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
 - (ア) 町対策本部に対し、地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (4) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実

施すべき者に対する指示をする。

- (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ウ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
- エ 消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の救護
- キ 緊急輸送の実施
- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災上の措置
- (2) 消防、水防機関は、特に次の事項を実施する。
 - ア 消防本部は、町対策本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 危険区域内の地域住民への避難の勧告又は指示の伝達
 - (エ) 出火防止のための広報

イ 消防団

- (ア) 情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
- (ウ) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
- (エ) 水利の確保(流水の堰止め等を含む。)
- (オ) 住民の避難誘導
- (カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
- (キ) 警戒区域からの避難確保のパトロール
- (ク) 救助用資機材の確保準備
- (ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

第3節 情報伝達計画 (総務課)

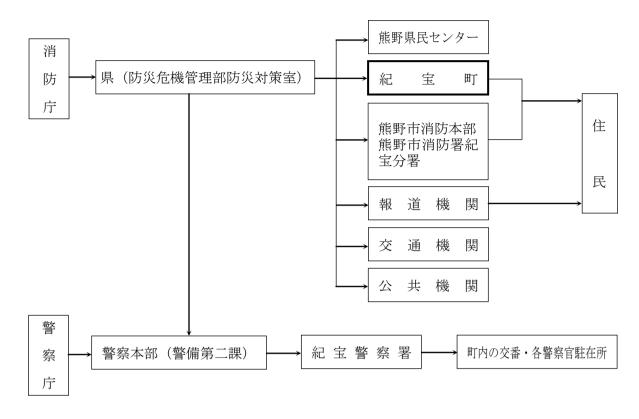
第1項 基本方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合に、警戒宣言及び大規模地震に関する情報等を各防災関係機関の 有機的連携のもとに正確かつ迅速に伝達する。

第2項 対策

1 伝達系統 (大震法に基づく警戒宣言、地震予知情報等の伝達系統)

警戒宣言、地震予知情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。



2 警戒宣言及び地震予知情報等の受理、伝達、周知

- (1) 県から伝達される警戒宣言、地震予知情報等の受理は、勤務時間内、勤務時間外及び休日等にかかわらず、 県防災行政無線において、確実に行うものとする。
- (2)警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに警鐘、サイレン及び町防災行政無線等を用いて、住民等に確実に伝達するものとする。
- (3) 地震予知情報等は、町防災行政無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

3 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、 その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員、自治会の中から地域における収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況
- (4) 水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定

- (7) 消防(水防)団員等の配備命令
- (8) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等

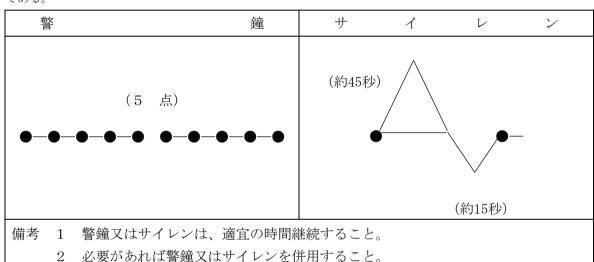
4 県警戒本部に対する報告

県警戒本部への報告は、熊野県民センターを通じて速やかに行うものとする。 その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2)本町の地震防災応急対策の実施状況

5 信号伝達方法

大震法に基づく警戒宣言が発せられたとき、警鐘又はサイレンによって周知する場合の標識は、次のとおりである。



- 6 町民への呼びかけ(例文)
 - (1) 町長から町民への呼びかけ (例文: 東海地震注意情報発表後)

町民の皆さん、私は紀宝町長○○○○でございます。

先ほど、気象庁から発表されましたように、東海地震の地震観測データに異常が 観測されたため、東海地震注意情報が発表されました。

町は万一に備えて防災体制を整えています。

町民の皆さんも万一に備えて、不要不急の旅行等を控え、日頃行っている安全対策をもう一度点検してください。また、事業所も従業員やお客様のための安全対策をもう一度点検してください。

東海地震に関連する情報は、気象庁から継続して発表されますので、町民の皆さん は今後のテレビ、ラジオや町からの広報に十分注意するようにお願いいたします。

(2)町長から町民への呼びかけ (例文:警戒宣言発令後)

町民の皆さん、私は紀宝町長○○○○でございます。

既にご承知のことと思いますが、内閣総理大臣は、本日午前(午後)○○時○○分、 東海地震の警戒宣言を発しました。

この地震が発生しますと、三重県内では、震度5程度のかなり強い地震及び志摩 半島から熊野灘沿岸にかけての津波の襲来が予想されますので、十分警戒してくだ さい。

既に、町及び防災関係機関では職員が非常配備について防災対策に全力をあげて おりますが、町民の皆さんも次の点に十分留意して、いざというときに備えていた だきたいと思います。

まず、第1点は火の使用、自動車の使用、危険な作業などは極力自粛してください。

第2点は消火の準備や飲料水の汲み置きをお願いします。

第3点は皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、テレビ、ラジオなどの放送や町の広報など正確な情報に耳を傾け、避難を行う場合は町職員、警察官、消防職員などの指示に従って秩序正しく行動していただきたいと思います。

町では、この非常時を乗り切るため全力をあげて対処いたしますので、町民のみなさんにも格別のご協力をお願いします。

また、対策に従事しておられる防災関係機関の皆さんも、大変ですがいざという ときに備えて万全の対策をお願いいたします。

第4節 住民への広報計画 (総務課、企画調整課)

第1項 基本方針

地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に 資するよう、町は、県及び各防災関係機関と連携し、地震予知情報等に対応する広報活動を実施する。

第2項 対策

1 住民への広報等

地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報等については、国及び県が報道機関を通じて広報活動を行うが、町は広報車、町防災行政無線等により、住民への周知徹底を図る。また、障害者や外国人等、特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は文字及び外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

2 広報の内容

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地震注意情報、警戒宣言及び地震予知情報の内容、特に町内の地震及び津波の予想
- (2) 交通機関運行状況及び道路交通規制等の情報
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 強化地域内外の生活関連情報
- (5) 混乱防止のための対応措置
- (6) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (7) 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼びかけ
- (8) 応急計画を作成しない事業所及び住民がとるべき措置
- (9) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (10) その他状況に応じて事業所又は住民に周知すべき事項

第5節 避難対策計画 (関係各課)

第1項 基本方針

警戒宣言が発せられた場合の避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置を行う。

第2項 対策

- 1 避難対策の基本方針
 - (1) 津波の浸水及び山・崖崩れの発生の危険が予想されるため、避難の勧告・指示の対象となる地域(以下「避難対象地区」という。)の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。
 - (2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、原則として徒歩によるものとする。 ただし、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域 ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど避難の実効性を確保するよう努める。
 - (3) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。
 - (4) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、付近の安全な空地等へ避難する。また、このためあらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておくものとする。
 - (5) 町は、避難における救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保について、県に対し、要請を行うことができるものとする。

2 避難のための勧告及び指示

(1) 勧告・指示の基準

町長は、警戒宣言が発せられたときは、町内全域に「避難の勧告」を行うものとし、津波やがけ崩れの危険 性のある地域には「避難の指示」を行うものとする。

(2) 勧告・指示の伝達

町長は、警戒宣言が発せられた後、速やかに避難対象地区の住民等に対し、防災行政無線、広報車等により、 避難勧告・指示を行うものとする。

また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について、協力を要請するものとする。なお、 必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。

(3) 避難に関しての周知事項

町及び警察署は、平素から住民及び自主防災組織に対し、次の事項について周知するとともに、警戒宣言が発せられたときには、警戒宣言が発せられたこと、避難すべき地区名、避難する時期等について伝達に努める。

- ア 避難対象地区の地区名及び想定される危険の種類
- イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- ウ 避難経路、避難先
- エ 避難する時期
- オ 車による避難が行われる地域及び対象者、手法等
- カ 避難の勧告又は指示の伝達方法
- キ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護
- ク 避難行動における注意事項 (携帯品、服装等)

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

避難対象地区のうち、大震法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として 設定すべき地域をあらかじめ選定し、2(3)に準じて周知徹底を図る。

(2) 規制の内容等

警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入制限等の措置をとる。また、 警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、防犯・防火のためのパトロールを実 施するよう努める。

4 避難状況の報告

(1) 町は、区、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に又は紀宝警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア 避難の経過に関する報告

危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

- (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)
- (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- (ウ) 町等に対する要請事項
- イ 避難の完了に関する報告

避難完了後、速やかに行う。

- (7) 避難地名
- (イ) 避難者数

- (ウ) 必要な救助・保護の内容
- (エ) 町等に対する要請事項
- (2) 町は、(1)の避難状況について県へ報告する。

5 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難地の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・崖崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

- (ア) 津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。
- (4) 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、災害時要援護者等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

ウ 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、あるいは地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

エ 避難地の運営

- (7) 町は、区、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て、避難地を運営する。
- (4) 避難地には避難地の運営等を行うために必要な町職員を配置する。また、避難地の安全の確保と 秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (ウ) 町は、避難地において飲料水、主要食料及び毛布の供給、その他必要な措置を実施する。
- (エ) 避難地の運営に当たっては、災害時要援護者に配慮するものとする。
- (オ) 自主防災組織又は区は、避難地の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互 扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

6 児童生徒等の安全対策

- (1) 児童生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 児童生徒等が在校中に東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合には、授業・部活等を中止し、 あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - イ 児童生徒等が登下校中に東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合には、あらかじめ定められた 方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - ウ 児童生徒等が、在宅中に東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合には、休校として、児童生徒 等は登校させない。
- (2) 学校等においては、(1)の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議のうえ、地域の実態に即して具体的な対応方法を定めておくものとする。
- (3) 東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合の学校等における対応の方法については、児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておくものとする。
- (4) 施設、設備について、日ごろから安全点検を行い、東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合には、

第6節 緊急輸送計画 (総務課、産業建設課、関係各課)

第1項 基本方針

警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等を確保する。

第2項 対策

- 1 緊急輸送基本方針
 - (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
 - (2) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県と協議し、緊急輸送を行う。
 - (3) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、ヘリポート、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、次の人員・物資等について行う。
 - ア 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小限の資機材
 - イ 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- (2) (1)のほか、輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
 - ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 輸送体制の確立

- (1) 輸送の方法
 - ア 陸上輸送

本編第4章第16節「緊急輸送活動」により、必要な輸送を行う。

イ 海上輸送

原則として海上輸送は行わないものとする。

ウ 航空輸送

県に依頼し、必要に応じて県及び県警察のヘリコプターによるほか、必要に応じて県に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

(2) 輸送手段の確保

本編第4章第16節「緊急輸送活動」により、輸送手段の確保を図る。

4 緊急輸送の調整

町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは調整を行う。 この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位	住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
第2順位	地震防災応急対策実施要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送

第7節 自衛隊との連携計画 (総務課)

第1項 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、町は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県を通じて自衛隊の地震防災派遣を要請する。

第2項 対策

1 町長の要請手続

町は、知事に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

なお、派遣要請を依頼する予定の事項は次のとおりである。

- (1) 車両、航空機による広報の支援
- (2) 航空機等による緊急輸送の確保
- (3) 住民の避難、誘導についての支援
- (4) 水防の応急措置
- (5) 情報の収集、通信の支援
- (6) 医療手段等の提供等のための体制の準備

2 派遣部隊の受入体制

本編第4章第3節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

第8節 消防活動に関する計画 (総務課、健康づくり推進課)

第1項 基本方針

地震注意報又は警戒宣言が発せられた場合、出火防止に関する活動を実施する。

第2項 対策

1 消防体制の整備

次の事項について、熊野消防署及び紀宝町消防団と連携して実施する。

- (1) 消防職団員を中心に警戒体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保及び通信統制の確立を図る。
- (3) 資機材の点検・整備を行う。
- (4) 正確な情報の収集・伝達を図る。
- (5) 事前に災害危険地域に消防隊を配置し、火災の未然防止及び出動の迅速化を図る。
- (6) 火災の発生防止、初期消火の予防広報を行う。
- (7) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (8) 自主防災組織、自衛消防隊の防災活動に対する指導を行う。
- (9) 迅速な救急・救助のための体制確立を図る。

第9節 社会秩序維持計画 (総務課)

第1項 基本方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して民生の安定及び犯罪の 発生を防止する。

第2項 対策

- 1 町が実施する対策
 - (1) 予想される次の混乱に対して対策を講ずる。
 - ア 地震予知情報等に関する流言
 - イ 帰宅者による道路の混乱
 - ウ 電話の輻輳
 - エ 避難に伴う混乱
 - オ 道路交通の混乱
 - カ 旅行者等の混乱
- (2) 警察及び県と連携し、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、住民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。

(3) 状況に応じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、国及び県と連携し、状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

2 三重県警察が実施する対策(警察)

東海地震注意情報が発表された場合における警備対策等の具体的な運用については、「三重県警察大震災警備計画」によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 警備体制の確立

東海地震注意情報が発表された場合は、次により警戒警備本部を設置して、警備体制を確立する。

ア 警戒警備本部の設置

警戒警備活動を統括するため、県警察本部に「三重県警察地震災害警戒警備本部」を、警察署に「警察署地震災害警戒警備本部」を設置する。

イ 警備部隊の編成

県警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。

- (2) 警戒警備活動重点
 - ア 地震予知情報の伝達
 - イ 各種情報の収集及び伝達
 - ウ 警戒宣言発令時における住民等に対する広報
 - エ 交通規制及び緊急交通路の確保
 - オ 人の集まる場所における混乱の防止
 - カ 各種犯罪の予防及び取締り
 - キ 防災関係機関との連絡共助
 - ク 地域防犯団体等への指導

3 金融対策

- (1) 民間金融機関の措置
 - ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合
 - (7) 営業所等の窓口における営業は、普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務 は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口の普通預 金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。
 - この場合であっても、当地の警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客や従業員の安全に十分配慮 した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを続ける等、居住者等の日常生活に極力支障 をきたさないような措置を講ずる。
 - (4) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を行う店舗名等をポスターの店頭掲示等 の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するこ とによる。
 - イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合

発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行わない。

この場合であっても、警察等と緊密な連絡をとりながら、顧客及び従業員の安全を十分に配慮した上で

現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずる。

- ウ 警戒宣言が解除された場合
 - 可及的速やかに平常の営業をする。
- エ その他留意事項
 - (7) 発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等に ついての適切な応急措置を講ずる。
 - (4) その他、地域の金融上の混乱の未然防止に十分配慮する。
- (2) 郵政事業の運営
 - ア 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。
 - イ 警戒宣言が為替貯金等に関する事務の窓口取扱い時間内に発せられた場合は、普通郵便局及び集配特定 郵便局にあっては、エに規定する事務の窓口取扱いを行うものとする。
 - ウ 郵便貯金自動預払機等にあっては、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行うものとする。
 - エ イの規定による普通郵便局及び集配特定郵便局において取り扱う事務は、預金者の緊急な資金需要にこたえるための郵便貯金の払戻金の払渡しの窓口取扱いとする。この事務は、地方郵政局長が預金者及び職員の安全並びに地域の実情に十分配慮して、あらかじめ定めた時間に取り扱うものとする。

ただし、当該事務を取り扱う郵便局の長が利用の現況等を考慮して、必要があると認めたときは、その 時間を変更することができる。

- オ 上記アから工までの規定により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、遅滞なくその旨を公 示するものとする。
- カ 警戒解除宣言が発せられた場合は、遅滞なく平常どおりの業務の取扱いを行うものとする。
- (3) 保険会社及び証券会社の営業
 - ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。
 - イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。
 - ウ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

第10節 ライフライン施設応急対策計画

(総務課、環境衛生課、産業建設課、水道課)

第1項 基本方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信等の確保と、発災後の応急 対策に係る事前措置を実施する。

第2項 対策

- 1 飲料水の確保
 - (1) 地震注意情報が発表された場合、住民に個人備蓄及び緊急貯水を実施するよう指導するとともに、これにより増加する水需要に対し、設備能力の範囲内で飲料水の供給を確保、継続する。また、施設能力を超える場合には、「三重県水道災害広域応援協定」(資料2-4)に基づき、東紀州ブロック代表(尾鷲市)又は県等に応援を要請する。
 - (2) 水道施設の破壊に備え、水道施設の点検・整備を行うとともに、応急給水用資機材及び水道施設等の応急 復旧用資機材の確保並びに人員の配備等応急給水及び復旧体制を確立する。

2 電気の供給(関西電力株式会社)

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。地震注意情報が発表されたとき、 電力事業者は次の措置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

- (2) 要員・資機材等の確保
 - ア 地震警戒要員を確保する。
 - イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
 - ウ 関係会社、他支店、各電力会社等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、電力の融通等協力体制を確認する。
- (3) 情報連絡ルートの確保
 - ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
 - イ 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換 協力体制の確立を図る。
 - ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方 自治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派 遣する。
- (4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガスの供給(ガス事業者)

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給の継続を確保する。

また、東海地震警戒体制を確立し、ガス施設等の安全措置と地震発生時における緊急供給停止措置の準備を講ずる。

地震注意情報が発表されたとき、ガス事業者は次の措置を講ずる。

(1) 地震災害警戒本部の設置

地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

- (2) 要員・資機材等の確保
 - ア 地震警戒要員を確保する。
 - イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
 - ウ 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通、ガスの融通等協力体制を確認する。
- (3) 情報連絡ルートの確保
 - ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
 - イ 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力 体制の確立を図る。
 - ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自治 体、県警察、公共機関等との連携を保つ。また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣する。
- (4) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(5) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、ガスの安全措置に関する広報を行う。

4 通信の確保(西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、 KDDI株式会社中部支社三重支店、au三重支店)

警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん通話の激増による麻痺から防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般電話等の強化地域への通話及び県内の通話についても状況に応じて制限し、音声案内する等の措置を講ずる。

- (1) 警戒宣言・地震予知情報等の正確、迅速な伝達
 - 警戒宣言に関する情報は、あらかじめ定める伝達経路及び方法により正確かつ迅速に行う。
- (2) 地震災害警戒本部の設置

地震注意情報により、地震災害警戒本部を設置する。

- (3) 要員・資機材等の確保
 - ア 地震警戒要員を確保する。
 - イ 通信機器、車両等の整備・確保、復旧用資機材の確認・確保を行う。
 - ウ 関係会社、他支店等と連携を保ち、要員の応援、資機材の融通等協力体制を確認する。
- (4) 情報連絡ルートの確保
 - ア 通信手段を適切に運用し、情報収集・伝達の確保を行う。
 - イ 社内専用通信ルート途絶の場合を考え、県警察及び関係機関の通信設備の相互利用並びに情報交換協力体制の確立を図る。
 - ウ 地域復旧体制への協力及び情報収集と、緊急車両の通行や船舶・ヘリコプター等運用のため、地方自 治体、県警察、公共機関等との連携を保つ。また、必要ある場合は、県警戒本部に連絡要員を派遣す る。
- (5) 被害予防措置

特別巡視・点検や仕掛かり中の工事、作業中の工事の応急安全措置等必要な予防措置をとる。

(6) 広報活動

報道機関、広報車等を通じて、利用者の利便に関する次の事項に関する広報を行う。

- ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況
- イ 電報の受付、配達状況
- ウ 利用者に協力を要請する事項
- エ その他必要とする事項

第11節 交通対策計画 (総務課、産業建設課)

第1項 基本方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に 行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第2項 対策

- 1 道路交通対策(警察)
 - (1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交通規制、交通検問を次により行うものとする。

- ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制するとともに、強化地域への一般車両の流入は極力制限 するものとする。
- イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、制限しないものとする。
- ウ 緊急交通路の優先的な機能確保を図るものとする。
- (2) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合は、大震法第24条の規定に基づき、次の交通規制を実施し、避難 路及び緊急交通路を確保する。

ア 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両(軽車両を除く。)のうち、大震法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両(以下、この編において「緊急輸送車両」という。)以外の車両を極力制限する。この場合県外(強化地域外)への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

- イ 県内における車両の走行抑制
 - 県内における一般車両の走行は極力抑制する。
- ウ 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。広域交通規制対象道路 は、次のとおりである。

- 近畿自動車道(東名阪自動車道)
- 近畿自動車道(伊勢自動車道)

- 国道1号・国道23号
- ・国道25号(名阪国道)
- · 国道42号
- 近畿自動車道(伊勢湾岸自動車道)
- ·近畿自動車道(紀勢自動車道)
- エ 交通規制の方法

大震法に基づく交通規制を実施する場合は、大震法施行規則第5条に定める表示を設置して行うものとする。なお、緊急を要するとき、又は設置が困難な場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

才 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者等に対し、適時広報を実施する。

(3) 緊急交通路等を確保するための措置

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたるものとする。

(4) 緊急輸送車両の確認

ア 事前届出制度

- (ア) 警戒宣言が発令された場合、交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、事前 に災害対策に従事する関係機関の届出により緊急輸送車両として使用する車両について事前届 出済証を交付する。
- (イ) 事前届出についての事務は、紀宝警察署交通課において受付し、警察本部交通規制課において 行う。

イ 緊急輸送車両確認証明書及び標章の交付

- (ア) 災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対し、大震法施行令第12条に規 定されている緊急輸送車両確認証明書及び標章を交付する。
- (イ) 車両の使用者の申請により、公安委員会は当該車両が緊急輸送車両であることの確認を行い、 確認したときは、上記の緊急輸送車両確認証明書及び標章を交付する。
- ウ 緊急輸送車両の確認の取扱い

緊急通行車両の確認事務については、警察本部若しくは警察署若しくは交通検問所等の検問箇所又は知 事部局において行う。

2 公共輸送対策

- (1) バス (三重交通株式会社等)
 - ア 運行路線にかかわる津波の被害が予想される箇所、山崩れ、がけ崩れが想定される箇所等の危険箇所、 避難地についてあらかじめ調査し、それを教育・訓練等により従業員に周知徹底するものとする。
 - イ 警戒宣言発令時等における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗 務員は、ラジオ、サイレン、標識等により情報収集に努めるものとする。
 - ウ 警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地の教示をするとともに、避難地において帰宅支援が行われている場

合には、その旨の教示も行うものとする。

- エ 運行の中止にあたっては十分な車両の安全措置を行ったうえで、駐車措置を講じ、旅客の避難状況について可能な限り営業所等へ報告するものとする。
- オ 滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を取った旨の案内を掲示物、 放送等により広報する。
- (2) 海上交通の確保対策 (海上保安部、漁港管理者)
 - ア 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (ア) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、 必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の規制を行う。
- (イ) 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。
- イ 港則法の適用をうけない漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

- (ア) 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。
- (イ) 避難できない船舶については、係留を完全に行う。
- (ウ) 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第 12 節 食料·生活必需品確保計画 (総務課、稅務住民課、産業建設課、水道課) 第 1 項 基本方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、食料・生活必需品を確保し、民生の安定を図る。

第2項 対策

- 1 食料及び生活必需品の確保
 - (1) 町は、地震注意情報が発表された場合、危険予想地域の住民に対し、非常持ち出し品の準備について指導する。また、警戒宣言が発せられた場合、避難時の非常持ち出しができなかった者や町外の旅行者等に対し、町の備蓄物資を放出し又は町内の関係業者から調達して配分する。
 - (2) 「三重県市町村災害時応援協定」(資料2-3)に基づく緊急物資の調達斡旋について、県に要請する。
 - (3) 救援物資の集積場所の開設準備を行う。
 - (4) 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
 - (5) 本章第10節「ライフライン施設応急対策計画」により、応急給水活動の準備を行う。
 - (6) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
 - (7) 応急復旧体制の準備をする。

第13 節 医療・救護計画 (総務課、健康づくり推進課、相野谷診療所)

第1項 基本方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、発災後に迅速かつ的確な医療、救護活動が実施できるよう事前 措置を講ずる。

第2項 対策

1 医療・救護体制の整備

次の事項について対策を講ずる。

- (1) 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所を設置する。
- (3) 要救護者の搬送準備を行う。
- (4) 住民等に対し、救護所設置に関する周知を図る。
- (5) 住民等に対し、あらかじめ協議して定めた医療機関については、警戒宣言時等においても緊急を要する患者に対する診察を行うことを周知する。
- (6) 防疫のための資機材及び仮設トイレを準備する。

第 14 節 公共施設等対策計画 (総務課、産業建設課、教育委員会)

第1項 基本方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、公共施設及び不特定多数の者が出入りする施設等において地震 発生に備えた対策を実施する。

第2項 対策

1 公共施設

地震注意情報又は警戒宣言が発せられたときには、次の措置をとる。

- (1) 道 路
 - ア 所管道路の緊急点検及び巡視の実施
 - イ 車両の走行自粛の呼びかけ
 - ウ 災害応急対策用資機材及び人員の配備・手配
 - エ 道路状況の把握ができる体制の準備
- (2) 河川、海岸、港湾

各施設の管理者等は、それぞれの施設の緊急点検を実施し、必要に応じて水門、樋門の閉鎖、工事中の施設 については作業の中断等の適切な措置を講ずる。

(3) ため池、用水路

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して情報連絡を行い、

必要に応じてため池からの放水、用水路の断水又は減水を行うよう努める。

(4) 不特定多数の者が出入りする施設

町立施設(庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等)については、地震注意情報が発表された時点で 閉館措置をとるとともに、次の措置を講ずる。

- ア 地震注意情報等の来訪者への伝達
- イ 来訪者の安全確保のための避難等の措置
- ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備・備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物による被害 の防止
- エ 出火防止措置
- オ 受水槽、予備貯水槽への緊急貯水
- カ 消防用施設等の点検、整備及び事前配備
- キ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- ク 無線通信機等通信手段の確保
- (5) 工事中の公共施設等

工事を中断し、必要に応じ落下倒壊防止措置、補強その他の保安措置を講ずる。

- (6) コンピュータ
 - ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
 - イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
 - ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータシステムを除き、運用を停止する。

2 民間施設(事業所に対する指導、要請)

消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が発せられた場合にとるべき措置について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請するものとする。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
 - ア 不特定多数の人の出入りする施設等で地震発生時にパニックの発生するおそれがある場合は営業を自 粛する。
 - イ 生活必需品を取り扱う事務所にあっては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の継続に努める。
- (2) 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。
- (3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
- (4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (5) 自衛消防組織に関すること。
- (6) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
- (7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下等危険物資による危害の予防措置に関すること。
- (8) 施設、消防用施設等の点検に関すること。
- (9) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

第15節 住民のとるべき措置 (関係各課)

第1項 基本方針

地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、住民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、発災後の被害を最小限にとどめる。

第2項 対策

1 家庭における措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。また、町役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
 - (2) とりあえず、身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
 - (3) 火の使用は自粛すること。
 - (4) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
 - (5) 消火器や水バケツなどの消火用具の準備、確認を行うこと。
 - (6) 身軽で安全な服装に着替えること。
 - (7) 生活用水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医療品等の非常持出品及び救助用品の用意を確認すること。
 - (8) 万一のときは脱出口を確保すること。
 - (9) 自主防災組織及び消防団は配置につくこと。
 - (10) 自動車や電話の使用は自粛すること。
 - (11) 東海地震注意情報が発表された場合、外出や不要不急の旅行等は自粛すること。
 - (12) 情報の収集を行い、就業者に対し正確な情報を伝達すること。

2 職場における措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること。
- (2) とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規定などに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報を入手すること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の自動車の運転者は、一時自動車を道路の左側端に寄せ、又は路外に停車させ、カーラジオ等により地震予知情報等を聴取する。
- (2) 一時停車の後は、警察官の指示又は交通情報等に従い行動する。
- (3) 自動車を置いて避難等をする場合には、車両をできるだけ路外に、やむを得ない場合は、道路の左側端に 駐車させる。
- (4) 交通が禁止されたときは、エンジンキーを付けたまま避難等の措置をとる。
- (5) 危険物品を輸送中のものは、安全な場所に移動する等の措置をとる。

第16節 大規模な地震に係る防災訓練計画 (総務課)

第1項 基本方針

町及び防災関係機関は地震防災強化計画の熟知、民間企業及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的 として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

第2項 対策

- 1 地震防災訓練の実施
 - (1) 町、県及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、事業及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
 - (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
 - (3) (1)の防災訓練は、地震注意情報の発表から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含むものとする。
 - (4) 町は、次のような訓練を地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的に行う。
 - ア 動員訓練及び本部運営訓練
 - イ 情報収集・伝達訓練
 - ウ 警備及び交通規制訓練
 - エ 水門・陸閘等の閉鎖訓練
 - オ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (5) 町は、区、自主防災組織が実施する訓練に対して、積極的に支援を行う。

第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 (総務課、企画調整課、

教育委員会)

第1項 基本方針

東海地震が発生すれば、町においても多大な被害を被ることが予想されるため、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持つ。また、東海地震が発生してもその被害を最小限に抑えるなど災害に強い町を支える人(住民、職員)をつくる。

第2項 対策

1 住民に対する普及計画

住民が地震防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット等を作成し、各種防災行事や地震体験車による巡回時等に配布するとともに、報道機関等と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努めるものとする。

また、防災知識の普及に当たっては、特に高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

- (1) 東海地域の地震・地殻活動に関する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 本町における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 本町における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施できる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

2 児童生徒等に対する普及計画

地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させる ため、町内学校等においては、町の実情に即した防災教育を計画的かつ継続的に行い、熊野市消防本部及び紀宝 町消防団等と協力した防災訓練を実施するものとする。

3 町職員に対する防災教育

町は、町職員に対して、震災に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけるため、職員研修等を利用して、 次の事項等について地震防災教育の徹底を図るものとする。

(1) 東海地域の地震・地殻活動に関する情報、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる警戒本部等の措置に

関する内容

- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

4 個人備蓄の促進

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されているため、飲料水をはじめとする生活用水、食料、生活必需品等を3日間分程度、個人において備蓄しておくよう、住民等に広報していくものとする。また、町及び県の備蓄計画についても広報を行い、周知を図る。

5 自動車運転者に対する普及計画

警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。